

## 恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、恵那市公式キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、本市に帰属する。

(使用許可申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ恵那市公式キャラクター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を許可する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) キャラクター又は市のイメージを損なう恐れのあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱す恐れのあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他キャラクターの使用が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、キャラクターの使用を許可するときは恵那市公式キャラクター使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは恵那市公式キャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を許可する場合において、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の範囲においてのみ使用すること。
- (2) 市で認めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用前に、当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

2 前項第2号の規定は、第3条第1項第2号から第4号までの者が使用する場合において準用する。

(使用許可の変更)

第7条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、恵那市公式キャラクター使用変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認める場合は恵那市公式キャラクター使用変更許可通知書（様式第5号）により、許可が認められない場合は恵那市公式キャラクター使用変更不許可通知書（様式第6号）により使用者に通知する。

3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消し)

第8条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すとともに、恵那市公式キャラクター使用許可取消通知書（様式第7号）により使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」とい

う。)は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 市長は、許可取消者に対して当該使用対象物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 市は、前条第1項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害及び第三者に対して与えた損害若しくは損失について、その責を負わない。

2 市は、使用者がキャラクターの使用によって自らが受け、又は第三者に対して与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第10条 第8条第1項各号のいずれかに該当した者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

恵那市長 様

住所又は所在地  
申請者 団体等の名称  
代表者氏名  
電話番号

恵那市公式キャラクター使用許可申請書

恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

使用の目的	
使用品目	
使用期間	
製作数量	
提供形態	販売 有（ 円） ・ 無 無料配布 有 ・ 無

添付書類

- 1 使用する内容が分かる企画書、製品の見本又は広告等の原稿
- 2 団体等の概要が分かるもの
- 3 その他必要と認められる書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクターの使用許可申請について、使用を許可しますので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

使 用 目 的	
使 用 品 目	
使 用 期 間	
使 用 条 件	

注意事項

1. 許可を受けた内容以外に公式キャラクターを使用してはならない。
2. 法令並びに恵那市の条例及び規則、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクターの使用許可申請について、使用を許可しないこととしたので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第4条第2項の規定により通知します。

使 用 目 的	
使 用 品 目	
不 許 可 の 理 由	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

恵那市長 様

住所又は所在地  
申請者 団体等の名称  
代表者氏名  
電話番号

恵那市公式キャラクター使用変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた恵那市公式キャラクターの使用について、使用内容を変更したいので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変 更 す る 事 項	変更前 変更後
変 更 理 由	

添付書類

- 1 変更後の内容が分かる企画書、製品の見本又は広告等の原稿
- 2 使用許可書の写し
- 3 その他必要と認められる書類

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター使用変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクターの使用変更許可申請について、変更を許可しますので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

変 更 内 容	
---------	--

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター使用変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市公式キャラクターの使用変更許可申請について、変更を許可しないこととしたので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

変 更 内 容	
不 許 可 の 理 由	

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

恵那市長

恵那市公式キャラクター使用許可取消通知書

年 月 日付けで許可した恵那市公式キャラクターの使用許可を取り消した  
ので、恵那市公式キャラクターの使用に関する取扱要綱第8条第1項の規定  
により通知します。

取消しの理由	
--------	--